

十九八七	六五四	三二一	〇年基個財人向省告示第国債の發行年条件等を次とおり告示する。個人に規定する。
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後	振額最低額面金	發行額及の適	用振替條項及の適
年額平す額の振	一百額の定以律社	發行號名稱及	號名稱及
○面成るの記替・金二。整載法	万六面振の下「平成十	行號名稱及	行號名稱及
算た・額十九數又の間、五百九倍は規開各利パ円年の記定利日に二金錄に	円十金替適「平成十八額機適用振替	人向特十個別年會計	人向特十個別年會計
期り、セつ月に、るに、るによ	八萬で三關は受法」	社債第一項律第	社債第一項律第
開始日払前期にト百五円日	円三千日は受け法」	九年別年付利付	九年別年付利付
におけるわれた、利	五百本銀もものう。三億八千九。そ規	株式等の振替に	株式等の振替に
	とし。の規	關する法律第七	關する法律第七
	とする、の規	四回。第へ平成四十	四回。第へ平成四十
	九。そ規	五号。第へ平成六十	五号。第へ平成六十



## 中途換金の取扱い

(一) 年二月十五日以後において行う中途換金の買取りは、平成三十一年二月十五日より算出した金額とする。この区分に応じ、それぞれの算式による。

平成三十年八月十五日から平成三十年八月十五日までの間の額面金額 + 経過利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 第二期利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

(二) 平成三十年八月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ )

## 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律规定第三条の二十五条の規定による改定する特別障害者扶

(二) (一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭（人が養  
る金額の場合は、該市にあつて、該区の区域若くは、その地  
方する市と村の相続）の昭和十二年法（第十七項の規定）  
によれば、被扶養者（死後扶養者）の扶助金は、該個の災害債に  
依り償て、該個の災害債の額を算出し、該個の災害債の額を  
該個の災害債の額に相当する金額（即ち、該個の災害債の額  
× 平成三十一年二月十五日前までの利息に相当する金額）  
を減じて、該個の災害債の額を算出する。

（二）（一）の規定による算出額が、該個の災害債の額に相当  
する場合は、該個の災害債の額に相当する金額（即ち、該個  
の災害債の額 × 平成三十一年二月十五日前までの利息に相  
当する金額）を減じて、該個の災害債の額を算出する。

十九

払元  
場利  
所金  
支

日本  
銀行